## 制度全般

### Q 「健康企業宣言」とは何ですか。

事業所が自ら「健康課題」をチェックし、課題をクリアしていく事業です。具体的には、事業主が「事業所全体で健康づくりに取組む」ことを宣言し、事業主が直接従業員の皆様に働きかけをすることで健康に関する意識を高める取組みです。なお、この取組みを通じて「健康企業宣言」の目標内容がクリアできた企業等を「健康優良企業」として認定して広く一般に公表するものです。

### Q 健康企業宣言に取組むメリットは何ですか。

以下のようなメリットが挙げられます。

・事業所が自ら健康企業宣言をすることにより、従業員の健康管理に対する意識が変わる。
・従業員が健康になれば生産性の向上につながる。
・企業イメージの向上や求人などで「健康優良企業」としてアピールすることができる。

### Q 健康企業宣言に取組む事業所に条件（基準）はあるのですか。

健康保険険組合に加入している事業所等を一つの「企業」として健康づくりに取組むものです。したがって、加入事業所の被保険者数、設立の形態（法人、団体及び個人事業所等）は問いません。また、所在地が東京都以外でも参加できます。

### Q 健康企業宣言の健康優良企業の認定の仕組みはどのようなものですか。

健康優良企業の認定は、健康経営の取組みに応じて、次の2段階により実施されます。
Step1は、職場の健康づくりに取組む環境を整えていただく活動で、健康企業宣言取組内容をクリアすると、（加入健康保険組合を代表して）健康保険組合連合会東京連合会（以下「東京連合会」という）が認定する「銀の認定証」が交付されます。
Step2は、Step1に引き続き、職場の健康経営･健康づくりをさらに進め、安全衛生にも取組むこととなります。取組内容をクリアすると、健康企業宣言東京推進協議会（以下「東京推進協議会」という）が認定する「金の認定証」が交付されます。なお、Step2で「金の認定証」が交付された事業所については、東京推進協議会が窓口となり「日本健康会議」に報告することが予定されています。

### Q 健康企業宣言東京推進協議会とはどのような組織ですか。

東京推進協議会は、「健康企業宣言」活動を通して、（主として東京都に所在する中小）企業による健康経営･健康づくりの取組みを推進することを目的としています。
また、この活動を通じて宣言した目標をクリアした企業を「健康優良企業」として認定、広く公表することとしています。同協議会は、①医療保険者（東京連合会を含む3団体）②経済団体（3団体）③自治体等（東京都（１団体））④関係団体（７団体）の14団体により構成されています。

**Q** 健康企業宣言を行い、健康づくりに取組むとのことですが、具体的にはどのようなことに取組むのですか。

健康企業宣言した事業所（事業主）は、従業員等の健康づくりに関して、まず、次の事項に取組んでいただきます。

【Step１】

① 健診の受診（特定健診･事業者健診等の推進）

② 健診結果の活用（特定保健指導･重症化予防の推進）

③ 健康づくりの推進（職場環境、食、運動、禁煙、心の健康における取組み）

【Step２】

上記①～③と併せて、次の事項にも取り組んでいただきます。

④ 健康管理･安全衛生活動の推進

⑤ メンタルヘルス対策の推進

⑥ 過重労働防止の取り組みの実施

⑦ 健康経営の推進

⑧ 感染症対策

**Q** 「健康経営」とはどのようなことをいうのですか。

健康経営は、従業員等の健康増進や労働安全衛生等への取組みにかかる支出をコストとして捉えるのではなく、経営的な投資として期待できるとの考え方に立って、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践することを意味します。

（「健康経営」は、ＮＰＯ法人健康経営研究会の登録商標です）

**Q** 経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」とはどのような関係がありますか。

2016年に経済産業省により創設された制度で、健康経営を実践している企業のうち、その取組みが特に優良な企業を顕彰する制度です。当認定制度には「大規模法人部門」「中小規模法人部門」があり、「中小規模法人部門」においては、健康企業宣言に参加し、健康優良企業認定（銀の認定）を受けることが申請要件となっています。